

第 5 号議案

あさぎり町広域協定運営委員会規則(細則)の一部改正(案)の承認について

細則(2) 新旧対照表

旧	新 (案)																																		
<p>(2)-1 各組織 役員年報酬について</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p>(2)-2 あさぎり町運営委員 役員年報酬について 単位:円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運営委員会</th> <th colspan="5">あさぎり町運営委員 役員年報酬</th> </tr> <tr> <th>会長</th> <th>副会長</th> <th>会計</th> <th>監査役</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出</p> <hr/> <p>※会長及び副会長並びに会計は、月に1度事務局が処理する書類について決済を行う。(報酬に含む)</p> <hr/> <p>※監査は、年2回(中間・期末)行うこととし、会長・副会長並びに会計、監査役にて行う。(外部監査もあり)</p> <hr/> <p>※監査役のうち1名は、土地改良区(理事長)の中から選出する。</p> <hr/> <p>※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。</p> <hr/> <p>※各土地改良区理事長が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。</p>	運営委員会	あさぎり町運営委員 役員年報酬					会長	副会長	会計	監査役	委員		50,000	40,000	40,000	25,000	20,000	<p>(2)-1 各組織 役員年報酬について</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p>(2)-2 あさぎり町運営委員 役員年報酬について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運営委員会</th> <th colspan="5">あさぎり町運営委員 役員年報酬</th> </tr> <tr> <th>会長</th> <th>副会長</th> <th>会計</th> <th>監査役</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: yellow;">※副会長が会長又は会計の代理を務めた年は、年報酬額はその年度内に協議して決める。</p> <p>※中山間集落選出委員分については、長寿命化の予算から支出</p> <hr/> <p style="background-color: yellow;">2 ※会長及び副会長並びに会計は、必要に応じて事務局が処理する書類について決済を行う。(報酬に含む)</p> <hr/> <p style="background-color: yellow;">3 ※監査は、年2回(中間・期末)行うこととし、監査役にて行う。(外部監査もあり)(会長等の参加も可。)</p> <hr/> <p style="background-color: yellow;">4 ※監査役のうち1名は、土地改良区(代表者)の中から選出する。</p> <hr/> <p>※役員改選の際の運営委員会の費用弁償は旧・新役員ともに支払う。</p> <hr/> <p style="background-color: yellow;">5 ※各土地改良区代表者が委員を務めている場合は、土地改良区としての業務と兼任しているものと考えるので、その委員には年報酬は支払わない。</p>	運営委員会	あさぎり町運営委員 役員年報酬					会長	副会長	会計	監査役	委員		50,000	25,000	40,000	25,000	20,000
運営委員会		あさぎり町運営委員 役員年報酬																																	
	会長	副会長	会計	監査役	委員																														
	50,000	40,000	40,000	25,000	20,000																														
運営委員会	あさぎり町運営委員 役員年報酬																																		
	会長	副会長	会計	監査役	委員																														
	50,000	25,000	40,000	25,000	20,000																														

1 改正理由 (あさぎり町役場に相談済み)

第 4 号議案に於いて制定された事務処理規程により、副会長の決裁が著しく減る。

あさぎり町運営委員 役員年報酬は、決裁時の日当も含んだ金額である。

決裁が減り、監査役と同程度の職務量になるため、報酬額を監査役と同額に改正したい。

しかし、あさぎり町広域協定運営委員会規則第5条により、副会長が会長又は会計の代理を務めることになった年は、副会長の職務量が増えるため、その場合の報酬額はその際に協議して決めることとしたい。

2 改正理由 (あさぎり町役場に相談済み)

第 4 号議案に於いて制定された事務処理規程に内容がそぐわない為改正したい。

3 改正理由

あさぎり町広域協定運営委員会規則第28条によると監査は監査役が行うものであり、会長等の参加の義務は記載されていない。

そのため、会長等の参加は可能(義務ではない)、という内容に改正したい。

4 5 改正理由 (あさぎり町役場に相談済み)

あさぎり町広域協定運営委員会規則第4条によると、委員はその他団体の代表者があるとあり、土地改良区の理事長という記載はない。

そのため、理事長の記載を代表者に改正したい。